

【セカンドオピニオン指針】

当院では「患者の権利宣言」を尊重し、以下のとおりセカンドオピニオン指針を定めます。

1. 他院にセカンドオピニオンを希望される場合

当院で治療中の方が、主治医または担当医以外にセカンドオピニオンを希望される場合は、直接主治医（担当医）または看護師までお申し出ください。

2. 当院の医師のセカンドオピニオンを希望される場合

当院はセカンドオピニオン外来を設置しておりません。事前に電話連絡の上、外来受診の形で受診していただきます。

セカンドオピニオンの結果は、本人に説明するとともに、紹介状の返書として、担当医にお知らせします。また、訴訟を目的としたセカンドオピニオンはお受けできません。